

連結法人の 法人事業税
法人住民税 の概要



東京都主税局

平成24年4月

連結納税制度は、完全支配関係にある企業グループを1つの納税単位として法人税を課税する制度です。

法人事業税・法人住民税については、地域における受益と負担の関係等に配慮し、従前同様、個々の法人を納税単位とすることとされています。法人事業税・法人住民税の課税標準等は、原則として法人税の計算に基づき算定されることから、連結納税制度の影響を遮断し、実質的な負担を連結法人以外の法人と同様とするための制度となっています。

※ 「連結法人」とは、法人税において、法人税法第2条第12号の7の4に該当する法人(連結納税の承認を受けた法人)をいいます。

※ 法令の名称は、次の略称を用いています。

- ・ 地方税法・・・「地法」
- ・ 地方税法施行令・・・「地令」
- ・ 地方税法施行規則・・・「地規」
- ・ 法人税法・・・「法法」
- ・ 東京都都税条例・・・「条例」
- ・ 東京都都税条例施行規則・・・「条例規則」

※ この概要は、平成24年4月現在に施行されている法令に基づいて作成しています。

目	次
---	---

連結法人以外の法人との主な相違点	1
法人事業税	2
事業年度	2
課税標準	4
申告納付	4
申告納付期限の延長	5
更正・決定	5
法人住民税	6
連結事業年度	6
課税標準	6
法人税割額	8
外国税額控除	9
申告納付	10
連結確定申告書の提出期限の延長の届出	11
共 通	12
法人税の更正等に伴う修正申告	12
更正の請求の特例	12
よくあるご質問.....	12
お願い	13

連結法人以外の法人との主な相違点

		連結法人	連結法人以外の法人
法人事業税（所得を課税標準とする法人に限りません。）	事業年度	連結納税グループへの加入・離脱等の場合にみなし事業年度を適用（法人税と同様）	/
	課税標準	個別所得金額＝ 個別帰属益金額－個別帰属損金額	所得金額＝益金の額－損金の額
	繰越欠損金の控除	前9年以内に開始した事業年度に生じた繰越欠損金を課税標準から控除 ※平成20年4月1日前に終了する事業年度に生じた繰越欠損金については前7年以内に開始した事業年度に生じたものに限りません。	法人税に準拠
	中間申告納付額	前事業年度の法人事業税額を基準とする6ヶ月相当額 ※仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。	次のいずれか1つを選択できます。 ・前事業年度の法人事業税額を基準とする6ヶ月相当額 ・仮決算に基づく額
	申告期限の延長月数	2ヶ月 〔次の理由により連結親法人の決算が確定しないとき〕 ・会計監査を受けなければならぬため ・連結子法人が多数に上り連結所得の金額を計算することができないため	1ヶ月 〔会計監査を受けなければならぬため決算が確定しないとき〕
	更正・決定の取扱	自主決定法人 (都道府県知事の調査によります。)	国税準拠法人 (法人税の課税標準を基準とします。)
法人住民税	課税標準	個別帰属法人税額	法人税額
	繰越欠損金の取扱	控除対象個別帰属調整額等（詳細は7ページをご覧ください。）を課税標準から控除	法人税に準拠
	中間申告納付額	前連結事業年度の法人税割の額を基準とする6ヶ月相当額 ※仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。	次のいずれか1つを選択できます。 ・前事業年度の法人税割の額を基準とする6ヶ月相当額 ・仮決算に基づく額
共通	更正請求	連結子法人は、連結親法人が法人税の更正処分を受けた場合、2ヶ月以内に更正の請求をすることができます。	法人税の更正処分を受けた法人のみが2ヶ月以内に更正の請求をすることができます。

※ 制度の詳細については、次ページ以下の解説をご覧ください。



法 人 事 業 税

事 業 年 度

連結納税グループへの加入・離脱等があったときには、次の表のみなし事業年度が適用されます(法人税と同様の取扱いです。)

★ 具体例は、「(資料)みなし事業年度・連結事業年度」をご覧ください。

※ 「該当条項」欄の上段の項は、地法第72条の13の該当項を、下段の()内の号は、法第14条の該当号を指します。

	みなし事業年度が適用される場合	該当条項	みなし事業年度	
			自	至
開 始 ・ 加 入	1 他の内国法人(連結子法人となる法人)の事業年度の中途中において最初連結親法人事業年度が開始した場合	8項 (3号)	その事業年度開始の日	その最初連結親法人事業年度開始の日の前日
	2 連結子法人の事業年度の期間が連結親法人事業年度の期間と異なる場合	9項 (4号)	その連結親法人事業年度開始の日	その連結親法人事業年度終了の日
	3 新設親法人が承認申請の特例を適用して承認申請書を提出した場合 ※最後のみなし事業年度は、連結納税の承認を受けた場合には適用されません。	10項 (5号)	右欄の日の属する事業年度開始の日	Aの前日
			連結申請特例年度開始の日・・・A	連結申請特例年度終了の日・・・B
	4 他の内国法人(連結子法人となる法人)が連結親法人事業年度の中途中において連結グループに加入した場合(5の場合を除く)	11項 (6号)	右欄の日の属する事業年度開始の日	加入日の前日
加入日 〔当該完全支配関係を有することとなった日〕			その連結親法人事業年度終了の日	
5 他の内国法人(連結子法人となる法人)が連結申請特例年度の中途中において連結グループに加入した場合 ※最後のみなし事業年度は、連結納税の承認を受けた場合には適用されません。	12項 (7号)	右欄の日の属する事業年度開始の日	加入日の前日	
		加入日 〔当該完全支配関係を有することとなった日〕	連結申請特例年度終了の日・・・C	
		Cの翌日	左欄の日の属する事業年度終了の日	
離 脱 そ の 他	6 連結子法人が連結事業年度の中途中において、連結グループから離脱した場合(7～11、13～16の場合を除く)	13項 (8号)	その連結事業年度開始の日	Dの前日
			離脱した日・・・D	その連結事業年度終了の日・・・E
			Eの翌日	左欄の日の属する事業年度終了の日

	みなし事業年度が適用される場合	該当条項	みなし事業年度	
			自	至
離 脱 そ の 他	7 連結子法人が連結事業年度 の中途において、破産 手続開始の決定を受けた 場合	14項 (9号)	その連結事業年度開始の 日	破産手続開始の決定の日
			破産手続開始の決定の 日の翌日	その連結事業年度終了の 日・・・F
			Fの翌日	左欄の日の属する事業年度 終了の日
	8 連結子法人が連結事業年 度の中途において、合併に より解散をした場合又は残 余財産が確定した場合	15項 (10号)	その連結事業年度開始の 日	合併の日の前日又は残余財 産が確定した日
	9 連結事業年度の中途にお いて、連結親法人が、他の 普通法人又は協同組合等 の100%子会社となった場 合	16項 (11号)	その連結事業年度開始の 日	支配日の前日
			支配日 (当該完全支配関係を 有することとなった日)	その連結事業年度終了の 日・・・G
			Gの翌日	左欄の日の属する事業年度 終了の日
	10 連結子法人の連結事業年 度の中途において、連結 親法人が解散(合併による 解散を除く。)をした場合	17項 (12号)	その連結事業年度開始の 日	解散の日
			解散の日の翌日	その連結事業年度終了の 日・・・H
			Hの翌日	左欄の日の属する事業年度 終了の日
	11 連結子法人の連結事業年 度の中途において、連結 親法人が合併により解散を した場合	18項 (13号)	その連結事業年度開始の 日	合併の日の前日
			合併の日	その連結事業年度終了の 日・・・I
			Iの翌日	左欄の日の属する事業年度 終了の日
	12 連結事業年度の中で連 結子法人がすべて離脱し た場合	19項 (14号)	その連結事業年度開始の 日	離脱日の前日
離脱日			その連結業年度終了の日	
13 連結事業年度の中で連 結親法人が公益法人等に 該当することとなった場合	20項 (15号)	その連結事業年度開始の 日	該当日の前日	
		該当日	その連結事業年度終了の 日・・・J	
		Jの翌日	左欄の日の属する事業年度 終了の日	
14 公益法人等である連結親 法人の100%親会社が、 連結事業年度の中途にお いて、普通法人又は協同 組合等に該当することとな った場合	21項 (16号)	その連結事業年度開始の 日	該当日の前日	
		該当日	その連結事業年度終了の 日・・・K	
		Kの翌日	左欄の日の属する事業年度 終了の日	

	みなし事業年度が適用される場合	該当条項	みなし事業年度	
			自	至
離脱その他	15 連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合	22項 (17号)	取消日の属する連結事業年度開始の日	取消日の前日
			取消日	その連結事業年度終了の日・・・L
			Lの翌日	左欄の日の属する事業年度終了の日
16	連結子法人が連結納税の取りやめの承認を受けた場合	23項 (18号)	取りやめの承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日	左欄の日の属する事業年度終了の日

課 税 標 準

(地法第72条の23第1項、第3項)

(1) 個別所得金額

連結法人の法人事業税の課税標準は、次の「個別所得金額」となります。

$$\text{個別所得金額} = \text{個別帰属益金額} - \text{個別帰属損金額}$$

- 個別帰属益金額とは、
当該連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額(法第81条の18第1項の「個別帰属益金額」)をいいます。
- 個別帰属損金額とは、
当該連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額(法第81条の18第1項の「個別帰属損金額」)をいいます。
- 計算は、原則として、法人税の課税標準(連結所得)に係る個別所得金額の計算の例によります。

(2) 欠損金額等の繰越し

各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額(個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超過額。法人税法上の「個別欠損金額」とは異なります。)を、個別帰属損金額に算入することができます。(平成20年4月1日前に終了する事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額は7年間の繰越し)

なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度において欠損金額又は個別欠損金額を個別帰属損金額に算入する場合、算入額の上限は算入前個別所得金額の100分の80相当額になります(ただし、法第57条第11項に掲げる法人に該当する場合は従前どおり算入前個別所得金額が上限になります。)

- (3) 事業税の課税標準の計算においては、法第81条の9の規定の例によらないこととされています。例えば、連結子法人を被合併法人、同一連結グループ内の連結法人を合併法人とする適格合併を行った場合に、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額に相当する金額は、当該連結法人の当該合併の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上の損金の額に算入することとなっています(法第81条の9第4項)が、法人事業税の課税標準の計算においては、損金の額に算入できませんので、この金額を加算した金額を課税標準としてください。

申 告 納 付

〔 地法第72条の25、第72条の26、第72条の28
地令第24条の6、第24条の7 〕

(1) 中間申告納付(地法第72条の26第1項)

事業年度が6ヶ月を超える連結法人(特別法人(地法第72条の24の7第5項)は除きます)は、当該事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に中間申告納付を行う必要があります。

◎ 申告納付額・・・

当該事業年度の開始の日から6ヶ月を経過した日の前日までに、前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の6ヶ月相当額

☆ ただし、当該事業年度の事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額)を基準とする6ヶ月相当額が10万円以下である連結法人又は当該金額がない連結法人については、中間申告納付を要しません。(収入割を申告納付する法人及び外形標準課税対象法人は、この場合でも中間申告納付が必要です。)

☆ 所得に対する事業税を申告納付すべき連結法人は、仮決算による中間申告納付を行うことはできません。

(2) 確定申告納付(地法第72条の25第1項、第72条の28第1項)

事業を行う法人は、事業年度終了後2ヶ月以内に、確定申告納付を行う必要があります。

申告納付期限の延長 (地法第72条の25)

連結法人の申告納付期限の延長について、次の特例があります。

申告納付期限を延長しようとする場合には、事務所又は事業所所在地の都道府県知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事)の承認を受ける必要があります。

	連結法人の災害等による申告納付期限の延長	連結親法人の会計監査等による申告納付期限の延長
根拠条文	地法第72条の25第4項 地令第24条の4の2	地法第72条の25第5項 地令第24条の4の3
延長することができる場合	法人が、災害その他やむを得ない理由により次のいずれかの事由に該当するため、当該法人の各事業年度の所得に対する事業税をそれぞれ申告納付すべき期間内に申告納付することができない場合 ①当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しない ②当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない	次のいずれかの事由に該当するため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度の所得に対する事業税をそれぞれ申告納付すべき期間内に申告納付することができない常況にあると認められる場合 ①連結親法人が会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由によって決算が確定しない ②連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により連結親法人が各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない
申請期限	事業年度終了の日から45日以内	事業年度終了の日から45日以内
延長された場合の申告納付期限	都道府県知事の指定した日まで	原則として、当該事業年度以後の各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。)終了の日から4ヶ月以内

(注)連結法人が、事業年度の中で合併により解散した場合の当該合併の日の前日の属する事業年度については、連結事業年度とならないため、上記の連結申告法人としての申告期限延長は適用されず、単体申告法人としての申告期限となります。

更正・決定 (地法第72条の41)

連結申告法人は、地法第72条の39に規定するいわゆる国税準拠法人ではなく、都道府県知事の調査によって事業税の課税標準又は事業税額を更正又は決定する、いわゆる自主決定法人です。



連 結 事 業 年 度

連結法人の連結事業年度は、法人税における連結事業年度と同一です(連結事業年度は、基本的には連結親法人の事業年度となりますが、事業年度の中途に連結法人となった場合など、特殊なケースについては異なる場合があります。)

★ 具体例は、「(資料)みなし事業年度・連結事業年度」をご覧ください。

課 税 標 準

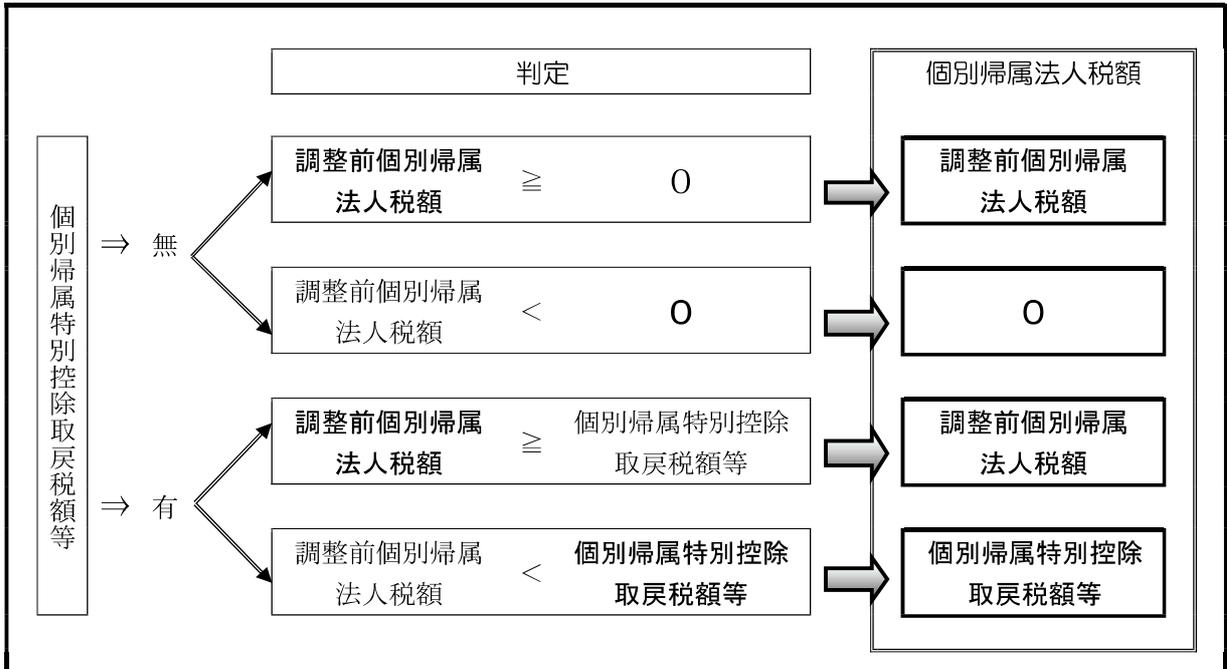
(地法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号)

課税標準は次の式により求めます。

$$\text{課税標準となる個別帰属法人税額} = \text{個別帰属法人税額} - \text{控除対象個別帰属調整額等}$$

◎ 個別帰属法人税額とは、

個別帰属特別控除取戻税額等の有無に応じて次の金額になります(地法第23条第1項第4号の2、第292条第1項第4号の2)。



○ 調整前個別帰属法人税額とは、

次のいずれかの金額をいいます(地法第23条第1項第4号の3、第292条第1項第4号の3)。

- ・ 各連結事業年度の連結所得に対する連結法人税の負担額として帰せられる金額があるとき

⇒ 当該連結法人税の負担額として帰せられる金額

＋ 所得税額等の控除額のうち当該連結法人に帰せられる金額の合計額

- ・ 各連結事業年度の連結所得に対する連結法人税の減少額として帰せられる金額があるとき

⇒ 所得税額等の控除額のうち当該連結法人に帰せられる金額の合計額

－ 当該連結法人税の減少額として帰せられる金額

○ 個別帰属特別控除取戻税額等とは、

下表の左欄の租税特別措置法の規定により連結所得に対する法人税額に加算される金額のうち、当該連結法人に帰属する金額で、下表の右欄の金額の合計額をいいます(地法第23条第1項第4号の4、第292条第1項第4号の4。それぞれの制度の内容は、租税特別措置法の該当条文をご覧ください。)

租税特別措置法の規定	個別帰属特別控除取戻税額等
第68条の10 第5項	連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除について連結の承認を取り消された場合の取戻税額の個別帰属額
第68条の11 第5項	特定中小連結法人等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除について連結の承認を取消された場合の取戻税額の個別帰属額
第68条の13 第4項	沖縄県の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除について連結の承認を取消された場合の取戻税額の個別帰属額
第68条の67 第1項	使途秘匿金の支出額の合計額×40%の個別帰属額
第68条の68 第1項 第68条の68 第8項	単体法人ごとに算出した土地譲渡等(短期所有の土地譲渡等は除きます。)の譲渡利益金額の合計額 ×5%
第68条の69 第1項	単体法人ごとに算出した短期所有の土地譲渡等の譲渡利益金額の合計額 ×10%

◎ 控除対象個別帰属調整額等とは、

連結事業年度開始前9年以内に開始した事業年度、及び前9年以内に開始した連結事業年度に発生した次の額をいいます(地法第53条第5項～第18項、第321条の8第5項～第18項)。

ただし、平成20年4月1日前に終了した事業年度若しくは連結事業年度に発生した次の額については、連結事業年度開始前7年以内に発生したものに限ります。

		控除対象個別帰属調整額等の発生した事業年度・連結事業年度における連結納税の適用関係	
		連結納税適用前（事業年度）	連結納税適用中（連結事業年度）
法人税における関連規定	欠損金控除	控除対象個別帰属調整額 〔連結納税適用前に発生した欠損金額等のうち、連結欠損金額とみなされた額等以外の金額に、法人税率(連結付加税部分を除きます。)を乗じた金額〕	控除対象個別帰属税額 〔0 (個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、その額) - 調整前個別帰属法人税額 (ただし、この計算結果が0を超える場合のみ)〕
	繰戻還付	控除対象還付法人税額 (繰戻還付を受けた法人税額)	控除対象個別帰属還付税額 〔繰戻還付を受けた連結法人税の額の個別帰属額〕

- ☆ 控除対象となる額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額より控除されなかった額に限ります。
- ☆ これらの控除対象額は、連結納税グループから離脱した場合等においても、法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができます。
- ☆ 課税標準からの控除は、個別帰属法人税額(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、その額を控除した額)又は法人税額(単体申告の場合の個別帰属特別控除取戻税額等に相当する額がある場合には、その額を控除した額)が限度です。
- ☆ 控除対象個別帰属調整額については、連結納税適用前に発生した欠損金額等が生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について、法第81条の9第2項の規定(前9年以内に開始した事業年度に発生した連結親法人の欠損金額等、連結納税適用前に生じた欠損金額等のうち特定の条件を満たすものを連結欠損金額とみなす規定)の適用がないことを証する書類を添付した法人都民税の確定申告書を提出し、その後連続して確定申告書を提出している場合に限り控除することができます。
- ☆ 法人税法に規定する適格合併等が行われたときに被合併法人等の控除対象個別帰属調整額等がある場合には、合併法人等の当該適格合併等の属する事業年度又は連結事業年度以後の事業年度又は連結事業年度に係る控除対象個別帰属調整額等とみなして控除することができます。

これらの規定は、連結法人と連結法人以外の法人との間で、課税標準の計算に関して実質的な差がほぼ生じないようにするために設けられているものです(「(資料)法人都民税(法人税割)の課税標準の対比」をご覧ください。)

法人税割額

法人税割額は、次の式により求めます。

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる個別帰属法人税額} \times \text{連結法人ごとに適用される税率}$$

※ 税率は、次のとおりです。

	右の法人以外の法人	不均一課税適用法人(注)
23 区内に事務所等がある場合 (市町村民税相当分を含みます。)	20.7%	17.3%
市町村に事務所等がある場合	6%	5%

(注)不均一課税適用法人

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ個別帰属法人税額又は法人税額が年1,000万円以下の法人です。
- ② 資本金の額又は出資金の額の判定時期は、連結事業年度又は事業年度終了の日の現況によります。
- ③ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての個別帰属法人税額又は法人税額の判定は、分割される前の総額によります。
- ④ 連結事業年度又は事業年度が1年に満たない場合の課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額(年1,000万円以下)の基準については、次によります。

$$\frac{1,000 \text{ 万円} \times \text{その連結事業年度又は事業年度の月数}}{12}$$

この場合の月数は暦に従って計算し、1ヶ月に満たない端数を生じたときは1ヶ月とします。

外国税額控除

〔地法第53条第24項、第321条の8第24項〕
〔地令第9条の7、第48条の13〕

法人税、法人住民税、法人市町村民税を通ずる一体的な制度である外国税額控除については、連結納税制度においても基本的な仕組みは維持することとされています。

(1) 控除限度額の計算と控除

次の法人住民税控除限度額を限度として、外国税額のうち法人税の連結控除限度個別帰属額を超える額を、法人住民税額から控除します。

$$\text{法人住民税控除限度額} = \text{連結控除限度個別帰属額} \times \text{法人税割の税率}$$

(2) 控除限度超過額、控除余裕額の繰越控除

連結法人についても、当該連結事業年度の外国税額が国・都道府県・市町村の控除限度額を超える場合には、その超える額(控除限度超過額)を3年間繰り越すことができます。また、当該連結事業年度の外国税額が控除限度額に満たない場合には、控除限度額から外国税額を差し引いた額(控除余裕額)を3年間繰り越すことができます。

ただし、連結法人が連結所得の計算上、外国税額を損金に算入した連結事業年度があるときは、当該連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度の控除余裕額及び控除限度超過額を繰り越すことはできません(地令第9条の7第2項)。

(3) 控除の要件

◎ 主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に提出する申告書等への明細の添付

控除することができる外国税額(法人税割額が限度です。)は、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に提出する申告書又は更正請求書に明細を添付して提出した金額についてのみです(地令第9条の7第27項、第48条の13第28項)。

◎ 適格分割等が行われた場合の引継額を記載した書類の提出

法人税法に規定する適格分割等により分割法人から事業の移転を受けた内国法人が、その事業にかかる控除限度超過額、控除余裕額、控除未済外国法人税額(前3年以内の事業年度または連結事業年度において、控除しようとする外国税額が法人税割の額を超えるために控除することができなかった額)を引き継ぐ場合には、適格分割等の日以後3ヶ月(適格分割等が連結親法人事業年度開始の日に行われたときは、4ヶ月)以内に、引き継ぐ控除限度超過額、控除余裕額、控除未済外国法人税額等を記載

した書類を都道府県知事に提出した場合に限られます(地令第9条の7第13項、第14項、第23項、第24項、第48条の13第14項、第15項、第24項、第25項)。

＜参考＞法人税における連結法人の外国税額控除の概要(法第81条の15)

1 連結控除限度額の計算

連結法人を一体として外国税額の連結控除限度額を計算します。

$$\text{連結控除限度額} = \text{連結法人税額} \times \frac{\text{連結国外所得金額}}{\text{連結所得金額}}$$

2 連結控除限度個別帰属額の計算

連結控除限度額を各連結法人の個別国外所得金額で按分し、各連結法人に帰せられる控除限度額(連結控除限度個別帰属額)を算出します。

$$\text{連結控除限度個別帰属額} = \text{連結控除限度額} \times \frac{\text{当該連結法人の個別国外所得金額}}{\text{各連結法人の個別国外所得金額の合計}}$$

なお、個別国外所得金額とは、当該連結事業年度の連結国外所得金額につき各連結法人に帰せられる金額で零を超えるものをいいます。したがって、個別国外所得金額が零またはマイナス(欠損)の連結法人については、連結控除限度個別帰属額は算出されません。

3 外国税額の控除額の計算

連結法人ごとに納付した外国税額のうち、連結控除限度個別帰属額の範囲内で控除の対象となる外国税額を算出し、その合計額を当該連結事業年度の連結法人税額から控除します。

申告納付

(地法第53条第2項～第4項、第321条の8第2項～第4項)

(1) 中間申告納付

連結事業年度が6ヶ月を超える連結法人(法第2条第9号に規定する普通法人に限ります。)は、その連結事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に中間申告納付を行う必要があります。

◎ 申告納付額・・・前連結事業年度の法人税割額を基準とする6ヶ月相当額

☆ ただし、前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の単体の法人税額)を基準とする6ヶ月相当額が10万円以下の法人は申告の必要はありません。

※ 中間申告納付義務の有無は、法人税における中間申告納付義務の有無にかかわらず、個々の連結法人ごとに判定することとなります(例えば、連結親法人が中間申告納付をする必要がない場合においても、連結子法人は中間申告納付をする必要がある場合もあります。)

☆ 法人税とは異なり、連結法人は、仮決算による中間申告納付を行うことはできません。

(2) 確定申告納付

連結法人(連結申告法人)は、連結親法人の法人税の連結確定申告書の提出期限までに、確定申告納付を行う必要があります。

なお、連結子法人が、連結親法人事業年度の中途において合併解散を行った場合又は残余財産が確定した場合の当該合併の日の前日又は残余財産が確定した日の属する事業年度については、連結事業年度とならないため、当該法人の法人税の単体申告としての確定申告書の提出期限までに確定申告納付を行う必要があります。

連結確定申告書の提出期限の延長の届出

(地法第53条第45項、地規第3条の3の3)

法人税の連結確定申告において、連結親法人の申告期限が延長された場合には、連結親法人、連結子法人とも、法人住民税の申告期限も同様に延長されます。

この場合、下の表の期限までに事務所又は事業所所在地の都道府県知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事)への届出が必要となります。

処分・届出の区分	届出期限
次のいずれかの事由に該当するため、当該連結事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書をそれぞれ各連結事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に申告することができない常況にあると認められる場合として、延長の処分があったとき ①連結親法人が会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由によって決算が確定しない ②連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により連結親法人が各連結事業年度の連結所得及び法人税の額の計算を了することができない	申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内
延長の処分を取り消されたとき又は変更されたとき	取消し又は変更の処分があった日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内
延長の処分の適用を受けることをやめようとするとき	やめる旨の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

共 通

法人税の更正等に伴う修正申告

(地法第53条第23項、第72条の33、第321条の8第23項)

(1) 法人事業税

連結親法人が法人税の課税標準の更正・決定を受けたときは、国の税務官署が当該更正・決定の通知をした日から1ヶ月以内に、修正申告書を提出するとともに増加した事業税額を納付しなければなりません。

(2) 法人都民税

連結親法人が法人税の修正申告書を提出し、又は法人税の更正・決定を受けたことにより都民税額に不足がある場合等のときは、その増加した連結法人税額を納付すべき日までに、申告納付しなければなりません。

更正の請求の特例

(地法第53条の2、第72条の33の2、第321条の8の2)

連結親法人が法人税の額、課税標準である連結所得の金額について国の税務官署の更正・決定を受けたことに伴い、連結子法人の法人税割の額の課税標準となる個別帰属法人税額及び法人税割額、事業税の課税標準となる個別所得金額及び事業税額が過大となる場合には、当該連結子法人は、国の税務官署が当該更正・決定の通知をした日から2ヶ月以内に、知事に対し、更正の請求をすることができます。

よくあるご質問

Q 子会社株式を譲渡した際に生じた譲渡損について、投資価額修正の規定により、加算をしましたが、法人事業税の課税標準の計算では、これを控除してよいですか？

A 控除できません。法人事業税の課税標準については、法令の特別の規定のあるものを除き、法人税法の例により計算することになっており、この投資価額修正に関する特別の規定はありません。このため、事業税で特段の調整を行うことはできません。

Q 連結子法人が、連結事業年度の中途に合併解散(合併法人は同一グループ内の連結法人)し、合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額を、合併の日の属する連結事業年度の損金に算入した(法第81条の9第4項)場合、合併法人の事業税の課税標準は、どのように計算するのですか？

A 地方税法第72条の23第1項ただし書前段に規定するように、事業税の課税標準の算定においては、法第81条の9の規定の例によらないとされているので、法第81条の9第4項の規定により損金に算入した金額を加算して事業税の課税標準額を計算してください。申告書には加算額を記載する欄がないので、加算後の金額を事業税の課税標準である所得の金額欄に記載してください。

Q 昨年度は個別帰属欠損金額200が発生して全額が連結欠損金となりました。今年度は、個別帰属所得金額100が発生していますが、連結グループ全体では、連結欠損金が発生しています。今年度の事業税は昨年度の欠損金を控除して税額は0ですが、法人住民税法人税割においては、控除するものがないのですか？

A ご照会のとおりです。住民税法人税割独自に控除対象となるものは、連結欠損金とならない分に対応する部分ですので、法人住民税独自の控除は行えず、法人税割の税額が生じることとなります。

連結法人の地方税の申告に係る添付書類のお願い



※法人税の確定申告の際に、税務署に提出した別表等のうち、次のものの写しを添付してください。

○別表4の2付表(個別所得の金額の計算に関する明細書)

○各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

※連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の連結事業年度に控除対象個別帰属調整額がある場合には、「控除対象個別帰属調整額の控除明細書(第6号様式別表2)」に以下の別表の写しも必ず提出してください。提出がない場合、以後の連結事業年度又は各事業年度において控除対象個別帰属調整額を個別帰属法人税額又は法人税額から控除することはできません。(地法53条第8項、第321条の8第8項)

○別表7(1)(欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書)

・・・最初の連結事業年度の直前の事業年度のもの

○別表7の2(連結欠損金等の損金算入に関する明細書)

・・・連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

○別表7の2付表二(連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書)

・・・連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

連結納税の承認を受けたとき等の届出書の提出

(条例第26条)

都内に事務所又は事業所を有する法人が、法人税の連結納税の承認を受けたとき等には、「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」を都内における主たる事務所又は事業所を所管する都税事務所又は支庁まで提出してください(条例規則別記様式第32号(乙)その3)。

「法人税の連結納税の承認を受けたとき等」とは、次の場合です。

- (1) 連結納税の承認申請の承認があったとき
- (2) 完全支配関係を有することとなったとき
- (3) 連結完全支配関係等を有しなくなったとき
- (4) 連結納税の承認の取消しの処分があったとき
- (5) 連結納税適用の取りやめの承認があったとき

※ 都内に事務所又は事業所を有する法人が解散したときには、「異動届出書」(条例規則別記様式第32号(乙)その2)を提出してください(「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」を別途、提出していただく必要はありません。)

事業所税の申告について(地法第701条の30～第701条の74)

事業所等において事業を行う法人で、東京都23区内の事業所等の事業所床面積の合計が1,000㎡を超える場合、又は従業者数の合計が100人を超える場合には、事業所税の申告納付が必要です。

申告納付期限は、事業年度終了の日から2ヶ月以内です。また、法人税の連結納税の承認を受けたとき等には、事業所税についても法人事業税におけるみなし事業年度が適用されますので、みなし事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付してください(申告納付期限の延長の制度はありません)。

事業所税に関するお問い合わせは、千代田・中央・港・新宿の各都税事務所の事業所税係までお願いします。